

## ダイオキシン類測定値

(単位:ナノグラム)

年度	1号炉※1	2号炉※1	集じん灰※2	焼却灰※2
12	0.55	0.23	-	-
13	0.03	0.062	3.4	0.0063
14	0.066	0.4	4.7	0.0039
15	0.069	0.026	4.5	0.0049
16	0.05	0.027	4.1	0.0061
17	0.65	0.0025	3.9	0.0031
18	0.012	0.018	2.8	0.0021
19	0.055	0.055	0.13	0.0081
20	0.05	0.15	2.7	0.013
21	0.22	0.067	2.8	0.18
22	0.082	0.037	5.0	0.0091
23	1.3	7.1	0.68	0.0031
24	0.083	0.17	4.1	0.014
24※3	-	0.079	-	-
25	0.04	0.096	4.8	0.0082
26	1.5	2.2	0.9	0.0043
27	0.069	1.4	3.5	0.0058
27※3	0.068	-	-	-
28	0.12	0.12	4.3	0.0042
29	0.046	0.21	2.9	0.0035
30	0.058	0.01	2.1	0.0060
30※4	-	0.0049	0.81	0.0024
30※4	0.0049	-	0.38	0.0013
令和元年※3	-	0.17	-	-
令和元年	0.053	0.037	1.1	0.0061
令和2年	0.19	0.028	1.3	0.0088

※1 平成10年12月1日から平成14年11月30日までは基準値80ナノグラム、平成14年12月1日からは基準値10ナノグラム。

※2 基準値は3ナノグラムですが、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」附則 第2条3により「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」第7条の2の規定は適用しない。となっています。

つまり、「薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法により処分を行う限り」3ナノグラムを上回っても良いということです。

当施設では、「NEWエポルバ800A」という薬品を使用し、重金属類が溶出しないようにしています。

※3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく鳥取県による行政検査

※4 クリーンセンター基幹的設備改良工事の引渡性能試験結果